

田村市上下水道使用水量の認定取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、田村市水道事業給水条例（平成17年田村市条例第190号）第24条及び田村市水道事業給水条例施行規程（平成17年田村市公営企業管理規程第6号）第17条の規定による使用水量の認定、田村市下水道条例（平成17年田村市条例第185号）第18条の汚水量の算定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 漏水 水道メーター下流側の給水装置損傷により水が漏れる状態をいう。
- (2) 検針水量 水道メーターを検針して得た水量
- (3) 基準水量 通常において使用したと思われる水量
- (4) 漏水量 検針水量から基準水量を減じた水量
- (5) 認定水量 使用水量が不明の場合に使用水量として認定する水量

(基準水量の算出方法)

第3条 基準水量は、次の各号のいずれかを考慮して行う。

- (1) 前年同期の使用水量
- (2) 前4月間の使用水量
- (3) 類似する使用形態における使用水量

(認定水量の算定方法)

第4条 水道の使用水量の認定は次の各号に定めるところによる。

- (1) 発見することが困難な場所の給水管からの漏水の場合は、検針水量から漏水量の2分の1を減じた水量を認定水量とする。
- (2) 不凍栓若しくは止水栓の接合不良又はパッキン不良による漏水の場合は、検針水量から漏水量の2分の1を減じた水量を認定水量とする。
- (3) 受水槽及び高架タンクの給水装置の器具不良による漏水の場合は、検針水量から漏水量の2分の1を減じた水量を認定水量とする。
- (4) 不凍栓又は止水栓の操作不良による漏水の場合は、検針水量から漏水量の3分の1を減じた水量を認定水量とする。
- (5) メーター器故障の場合は、基準水量を認定水量とする。
- (6) 水道メーターが、不在、荷積み、埋没その他の理由により検針ができなかったときは、基準水量を認定水量とし、次回以降の検針により使用水量の精算又は調整を行う。
- (7) 第1号から第4号の規定により算出した認定水量が、基準水量の3倍を超える場合は3倍を限度として認定水量とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、漏水した水道水が下水道に流入しなかったことが明らかであると認められる場合は、基準水量を汚水量とする。

(対象期間)

第5条 使用水量認定の対象期間は、使用水量が最も多い連続した2月分を限度とする。

(申請)

第6条 上下水道使用者等が、上下水道使用水量の認定を受けようとするときは、上下水道使用水量の認定申請書（別記様式）を上下水道局に提出しなければならない。

2 前項の申請の受付は、事実発生年度の翌年度末までとする。

(適用除外)

第7条 次の各号に該当するときは、この規程は適用しない。

- (1) 上下水道使用者等が故意に給水装置を損傷した場合
- (2) 上下水道使用者等が漏水の事実を容易に確認できるにもかかわらず修理を怠った場合
- (3) 上下水道使用者等が上下水道局から漏水の通告をされたにもかかわらず上下水道使用者等の都合で修理を怠った場合
- (4) 蛇口、立上がり管、水洗便所の各器具等漏水の事実を容易に認識できる場合
- (5) その他使用者等が善良な管理義務を怠った場合
- (6) 田村市指定給水装置工事事業者以外の者が修繕を行った場合

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項や特別な理由があるものについては、市長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。